

業務委託に係る最低制限価格の見直し等について（お知らせ）

本市の建設工事等に係る入札においては、ダンピング受注の防止を図る目的から最低制限価格制度を導入しております。

本市が発注する公共工事および業務の入札・契約の適正化推進のため、令和6年4月見直しの国土交通省基準に準拠し、最低制限価格の算定基準を見直します。

令和6年10月1日以降に入札公告または入札指名通知を行う案件から最低制限価格の見直し等を行います。

なお、算定基準については非公表とし、最低制限価格の公表については、現行どおりとします。

令和6年7月22日

米原市総務部契約管財課

電話 53-5166